

○国立大学法人弘前大学医学部附属病院長候補者選考会議細則

(平成30年11月12日細則第23号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人弘前大学病院長の選考及び任期等に関する規程（平成26年規程第56号。以下「規程」という。）第4条第6項の規定に基づき、国立大学法人弘前大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院長候補者の推薦に関する事項
- (2) 病院長の選考結果、選考過程及び選考理由の公表に関する事項
- (3) その他病院長の選考に関し学長が指定した事項

(組織)

第3条 選考会議は、学長が病院長を決定し、当該選考結果、選考過程及び選考理由（以下、「選考結果等」という。）を公表した日をもって解散する。

(候補適任者の除外)

第4条 選考の過程において、選考会議の委員が選考の対象になったときは、委員を辞するものとする。

(議長等)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(候補者の推薦)

第8条 選考会議は、候補者を選考した場合には、推薦書（別紙様式1）に、病院長資格調書（別紙様式2）を添えて、候補者を推薦する。

(事務)

第9条 選考会議の事務は、関係部局の協力を得て、医学部附属病院総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、選考会議に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成30年11月12日から施行する。

別紙様式1(第8条関係)
[別紙参照]

別紙様式2(第8条関係)
[別紙参照]

別紙様式1

年 月 日

推 薦 書

国立大学法人
弘前大学長 殿

国立大学法人弘前大学
医学部附属病院長候補者選考会議

議長 _____

国立大学法人弘前大学医学部附属病院長候補者選考会議での選考の結果、病院長候補者として、下記の者を推薦します。

記

1. 候補者の氏名
2. 選考結果、選考過程及び選考理由

別紙様式2

病院長資格調書

氏名	印
(医療安全確保に関する資質及び能力)	
(病院の管理運営に関する資質及び能力)	
(その他特記すべき事項)	